

教員養成セミナー9月号
トレーニング動画

12カ月完成
教職・一般教養
受講ノート

◆第12回◆教育時事②

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

講師：本田 辰雄

テーマ1

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

テーマ1

1. 学校・教職員の役割・責務

学校や教職員に求められる主な役割

- ①虐待の（1 **早期発見**）に努めること（**努力義務**）【児童虐待防止法第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、**市町村**（虐待対応担当課）や**児童相談所**等へ**通告**すること（2 **義務**）【同法第6条】
- ③虐待の**予防・防止**や虐待を受けた子供の**保護・自立支援**に関し、関係機関への協力を行うこと（**努力義務**）【同法第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への**教育**に努めること（**努力義務**）【同法第5条第5項】

テーマ1

1. 学校・教職員の役割・責務

虐待の種類・保護者対応

虐待とは、①（3 **身体的虐待**） ②（4 **性的虐待**）
③（5 **ネグレクト**） ④（6 **心理的虐待**）の4種類に分類される。

保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に（7 **伝えない**）こととするとともに、**児童相談所**等と連携しながら対応する必要がある。

テーマ1

2. 虐待通告の判断のポイント

4つのポイント

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、（1 **速やかに** ）、**市町村や児童相談所等**に（2 **通告** ）しなければならないとしています。

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおり。

- ① **確証**がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ **保護者との関係**よりも**子供の安全**を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に（3 **当たらない**） こと

テーマ1

2. 虐待通告の判断のポイント

虐待関連の資料の取り扱い

- ・市町村や児童相談所から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるとされている（児童虐待防止法第13条の4）
- ・転居・進学に際しては、**指導要録**や**健康診断票**、**虐待に係る記録**の文書の（4 **写し**）を転出先・進学先の学校へ確実に引き継ぐとともに、教育的観点から**対面**、**電話連絡**などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要である。
➡（各学校に適用される個人情報保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できる）

テーマ1

3. 通告後の対応

児童生徒が学校に通学・通園できない場合の対応
一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒については、一定の要件を満たす場合に、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上（1 **出席**）扱いとすることができる。

テーマ1

3. 通告後の対応

進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供
要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして**進行管理台帳**に登録されている**幼児児童生徒**や、**児童相談所が必要と認める幼児児童生徒**については、市町村や児童相談所からの求めに応じ、おおむね（2 **1か月に1回**）程度、対象となる幼児児童生徒の**出欠状況**や**家庭からの連絡の有無**、**欠席の理由**について**書面**にて情報提供することが必要である。

テーマ1

3. 通告後の対応

連続して欠席した場合の対応

上述の幼児児童生徒が、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き（3 **7日以上**）欠席した場合、速やかに**市町村**（虐待対応担当課）や**児童相談所**に情報提供することが必要である。

テーマ1

4. 子供との関わり方

虐待を受けた子供への関わり

虐待を受けた子供に対しては、（1 **スクールカウンセラー**）や（2 **スクールソーシャルワーカー**）等と連携しながら**心のケア**を行ったり、**自尊感情**を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするほか、以下の点に配慮しながら、対応していくことが必要である。

①（3 **安心感・安全感**）が感じられる、**受容的な学校・教室づくり**に努める。

②**感情**を思い通りに表現することができないことが多いことから、**周囲に許容される方法**を身に付けるように支援する。

テーマ1

4. 子供との関わり方

虐待を受けた子供への関わり

③自分の行為とそれが引き起こした結果との**因果関係**を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。

④子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

テーマ1

5. 保護者との関わり方

一時保護時の対応

子供を**一時保護**した時点で、**児童相談所**から**保護者**に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることになっているが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられる。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要である。

テーマ1

5. 保護者との関わり方

「親権」を理由にした威圧への対応
児童虐待防止法第14条第2項においては、虐待に係る（1
暴行罪、傷害罪）その他の犯罪について、親権者であること
を理由に免責されるものではないとしており、「**親権**」を理由
に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひる
まず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重
要である。

テーマ1

5. 保護者との関わり方

威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合への対応

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は**複数の教職員**等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の**設置者**に連絡した上で、**組織的に対応**することが肝要である。また、学校・教育委員会等は速やかに（2 **市町村**）（虐待対応担当課）・**児童相談所**・（3 **警察**）等の関係機関や**弁護士**等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要である。

テーマ1

5. 保護者との関わり方

子供を学校に通学・通園させない場合への対応

さらに、学校や教育委員会等設置者に対して保護者が不満を持った結果、子供を学校に通学・通園させないという事案も発生している。学齢児童生徒であれば、このような場合は**就学義務違反**に当たる可能性が高いことから、小学校・中学校等の（4 **校長**）は**学校教育法施行令第20条**に基づき、**市町村の教育委員会**に適切に通知するとともに、教育委員会は**学校教育法施行令第21条**に基づく（5 **出席の督促**）などを適正に行うことが必要である。

テーマ1

5. 保護者との関わり方

保護者が開示請求してきた場合への対応

学校において作成または取得した**虐待に関する個人の記録**は、各学校に適用される**個人情報保護に関する法令**に基づき、適切に取り扱われることになる。当該記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく**開示請求**をしてきたとしても、

テーマ1

5. 保護者との関わり方

保護者が開示請求してきた場合への対応

開示することにより子供（本人）の**生命又は身体に支障が生ずるおそれ**、**子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか**、**学校の業務の遂行上支障がないかどうか**等を、個人情報保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って（6 **不開示**）とすることについて、検討する必要がある。必要に応じて**弁護士**（スクールロイヤー）等とも相談する。

教員養成セミナー9月号
トレーニング動画

12カ月完成
教職・一般教養
受講ノート

◆第12回◆教育時事②

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

講師：本田 辰雄